



ハッピーごまちゃん®

やしお



平成29年
(2017年)

6月号

毎月10日発行



●発行/八潮市 ●編集/秘書広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール hishokoho@city.yashio.lg.jp



左のQRコードから「八潮市公式ホームページ」へアクセスできます。



小学生と中学生が手をつないで入場



小中学生合同
応援合戦



小中学生・保護者・地域の方合同
大玉転がし

小中一貫教育とは…

小中学校の垣根を越え、小中学校9年間を見通した系統性・継続性のある学習指導・生徒指導などを行い、児童生徒の学力・体力の向上と豊かな心の醸成を目指すものです。

合同運動会・体育祭では、年齢の異なる児童生徒との関わりから、自他を認め、尊重する心を育てるなど「児童生徒の豊かな心の育成」に加え、「教職員のつながり」や「保護者・地域との連携」を目指しています。



小学生
玉入れ



中学生 みんなでJump

5月20日、雲ひとつない晴天の中、八條北小学校で、八條中学校と八條北小学校の合同運動会・体育祭が開催されました。

合同運動会・体育祭では、小中学生それぞれの競技に加え、合同での応援合戦やリレー、保護者・地域の方を交えた八潮音頭や大玉転がしなども行われました。

子どもたちの未来を彩る小中一貫教育、 小中合同運動会・体育祭

問小中一貫教育推進室 ☎(内)398

市の人口と世帯数

平成29年(2017年)5月1日現在	
前月比	
人口 …… 87,785人	(+258人)
男 …… 45,659人	(+169人)
女 …… 42,126人	(+89人)
世帯 …… 39,964世帯	(+260世帯)

今月の主な内容

第2期八潮市地域福祉計画を策定/後期高齢者医療保険料の軽減措置の変更……………	2	おしらせHOTコーナー 案内・催し・募集……………	6~9
介護保険制度のお知らせ……………	3	7月各種無料相談/840伝言板……………	11
情報公開制度・個人情報保護制度の 実施状況/夏のスポーツ教室……………	4	八潮市まちの景観と空家等の対策に関する協定の締結/はびページ博・スタンプラリー開催/新規参加者募集やしお毎日1万歩運動/いきいきやしお写真館……………	12
平成28年度下半期財政状況の公表……………	5		



詐欺に注意しましょう

【振り込め詐欺被害防止合言葉】▶現金は、本人にしか渡しません。▶振り込みません。知らない人の口座には。▶すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

第2期八潮市地域福祉計画を策定

市では、平成29年度から33年度までの5カ年を計画期間とする「第2期八潮市地域福祉計画」を策定しました。この計画では、これまでの高齢者、子ども、障がい者といった対象ごとのサービスでは対応しきれない新たな問題や多様化する地域福祉の課題に取り組むことを目的としています。

計画の基本的な考え方

市では、「まちづくりの主役は市民であり、その市民と行政が協働してまちづくりを推進する」という考え方に基づいてまちづくりを進めています。

地域福祉の推進にあたっては、こうした基本的な考え方を踏まえ、地域福祉を組織的に支えていく町会・自治会、ボランティア団体・NPO、企業・商工関係団体などの活動団体、福祉事業者、民生委員・児童委員、教育機関や医療機関などの関係機関、社会福祉協議会、行政など、地域福祉活動を担う各主体がそれぞれの役割を果たし、相互に補完し合いながら「協働」を図ることで地域の課題をともに解決していきます。

地域福祉の将来像

将来像
人と地域の絆を大切に、誰もが安心していきいきとした生活を送ることができるまち

「人と地域の絆」には、ふれあいや支え合いの結果生ま

れる人と人、人と地域の結びつきを表しています。

また、「安心」「いきいきとした生活」には、すべての市民が安心して暮らし、かつ、生きがいをもって暮らししていくことを表しています。

地域福祉の共通理念

共通理念
地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり

共通理念は、地域福祉の将来像を実現させるための基本となる考え方です。

なお、この共通理念を福祉3計画（八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）「八潮市子ども・子育て支援事業計画」「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」の共通理念として、下図のとおり位置付けます。

基本目標と施策体系

本計画では、「絆づくり」「人づくり」「安全・安心な暮らしづくり」を基本目標にすえ、その達成に向けた取り組みを進めます。

基本目標1「絆づくり」

ともに手を携え互いに支え合う地域づくりの推進

1、地域における絆づくりの推進

- ①コミュニティ活動の促進
- ②地域における新たな相互支援システムの構築

基本目標2「人づくり」

地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える担い手づくりの推進

1、地域福祉意識の高揚

- ①地域福祉に対する意識の啓発
- 2、地域福祉を担う人材と活動団体の育成・支援

- ①地域福祉を担う人材の育成とそのための支援
- ②地域福祉を担う活動団体の育成とそのための支援

基本目標3「安全・安心な暮らしづくり」

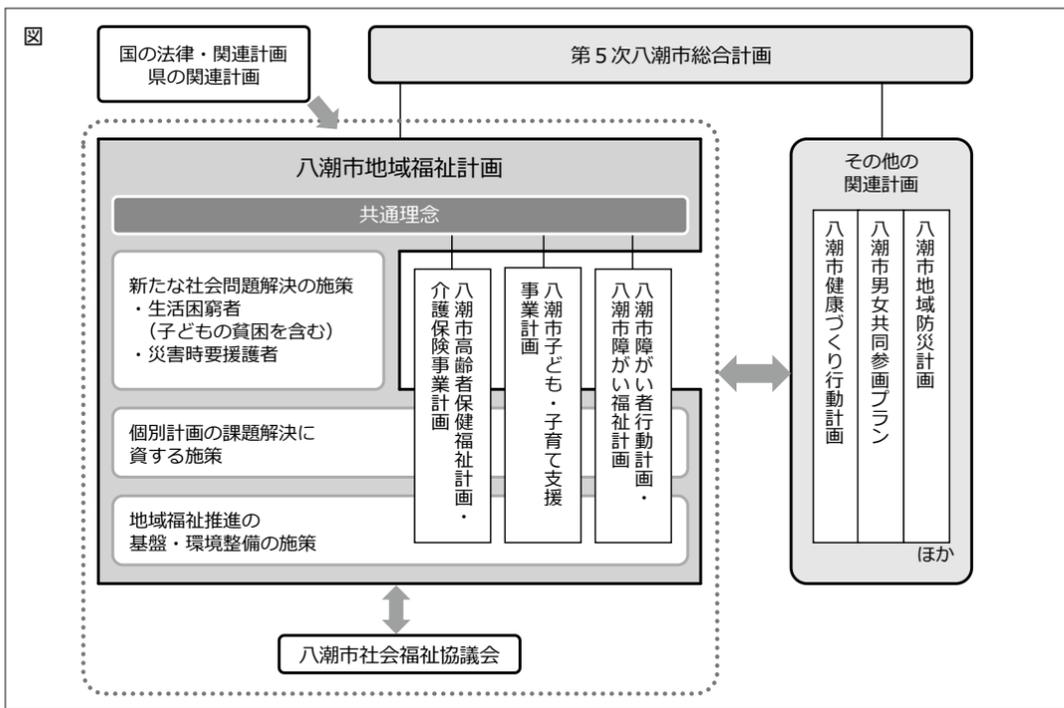
安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくりの推進

- 1、地域における包括的支援ネットワークづくりの推進
- ①市民の権利擁護の充実

問 社会福祉課 ☎316

- ②様々な福祉課題に対する相談・支援体制の充実
- ③地域生活を支える保健・医療・福祉の連携体制の充実
- 2、地域における社会的孤立防止対策の推進

- ①地域における社会的孤立防止対策の推進
- 3、生きがいづくりと社会参加・参画の促進
- ①誰もがいきいきと生活するための社会参加・参画の促進
- 4、新たな社会問題解決の施策
- ①生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進
- ②災害時要援護者支援対策の推進



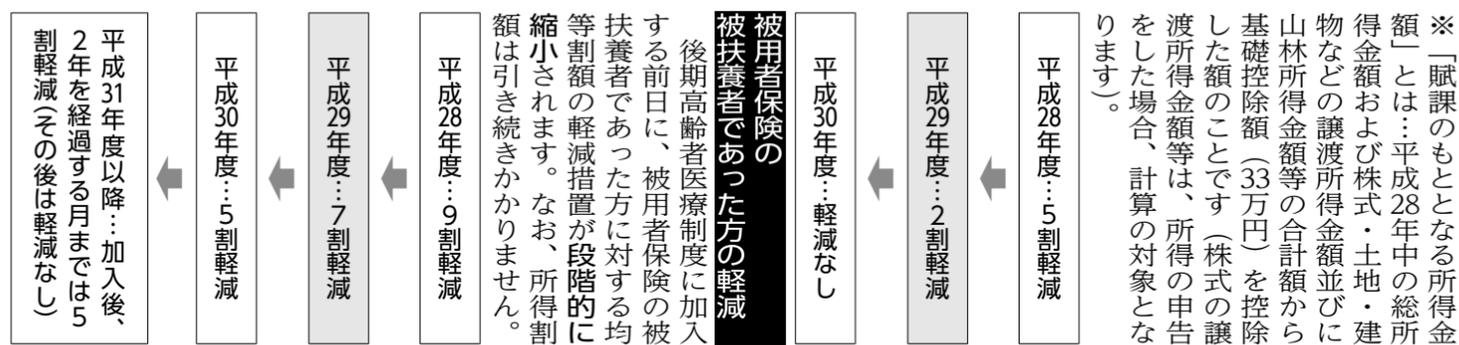
後期高齢者医療保険料の軽減措置の変更

問 国保年金課 ☎835
埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048・833・3120

所得に応じた均等割額の軽減措置が平成29年度から左表のとおり変更されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の平成28年中の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
9割	【基礎控除額(33万円)】以下で、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)の世帯	4,200円/年
8.5割	【基礎控除額(33万円)】以下の世帯	6,310円/年
5割	【基礎控除額(33万円) + 26.5万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	21,030円/年
	↓	
2割	【基礎控除額(33万円) + 27万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	33,650円/年
	↓	
	【基礎控除額(33万円) + 48万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	
	↓	
	【基礎控除額(33万円) + 49万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	

所得割額の軽減措置
「賦課のもととなる所得金額※」が58万円以下の方に対する所得割額の軽減措置が段階的に縮小・廃止されます。



介護保険制度のお知らせ

介護保険は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

問長寿介護課 ☎ 443

申請から介護サービス利用までの流れ

① 申請
長寿介護課に申請してください(地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員などの代行可)。
※認定の結果が出るまで、申請後1カ月ほどかかります。すぐにサービスを利用したい場合は市に相談してください。

② 審査・判定
市の要介護認定調査員が自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、それらの結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が介護や支援が必要な状態であるか否か、介護や支援の程度がどの

くらいであるかを審査し、別表の要介護状態区分のいずれに当たるか判定します。

③ 結果通知
原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。

④ ケアプラン作成
ケアプランとは、介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1、5と認定された方は指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。

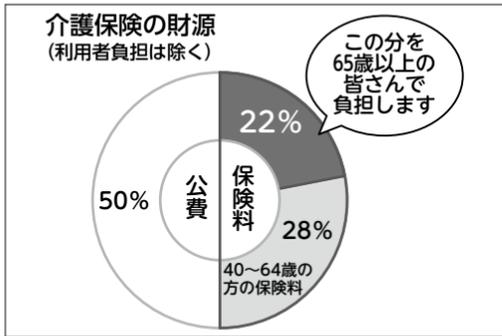
⑤ サービスを利用
サービスの内容を決定後、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割を利用者が負担します(一定所得以上の方の自己負担は2割です)。

※在宅でサービスを利用する場合、要介護度に応じて1カ月に利用できる金額に上限が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は、利用者が全額負担することとなります。

別表

要介護状態区分	非該当	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。
	要支援1	介護予防サービスを利用できます。
	要支援2	介護サービスを利用できません。
	要介護1	介護サービスを利用できます。
	要介護2	
	要介護3	
	要介護4	
要介護5		

※要支援1、2と認定された方や65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方を対象とした「一般介護予防事業」があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

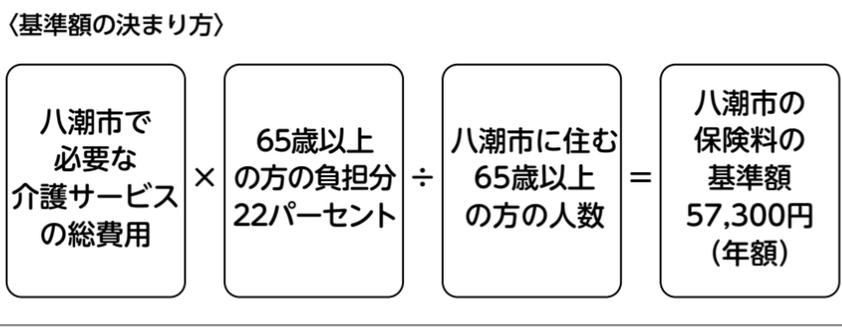


65歳以上の方の介護保険料

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。その割合は次のとおりです。

それぞれが負担しいい、社会全体で制度を支えるしくみになっています。なお、介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。

65歳以上の方の介護保険料の算定方法



市では、この「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように、10段階に分けて設定しています(下表参照)。

※40歳から64歳までの方の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決められます。

〈介護保険料早見表〉

あなたの保険料段階を確認しておきましょう

スタート!

生活保護を受給している

老齢福祉年金を受給している

あなたに住民税が課税されている

同じ世帯に住民税を課税されている方がいる

前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円以下

前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120万円以下

前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円以下

前年の合計所得金額は?

120万円未満

120万円以上190万円未満

190万円以上290万円未満

290万円以上400万円未満

400万円以上

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	25,700円 (基準額×0.45)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	37,200円 (基準額×0.65)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円を超える方	42,900円 (基準額×0.75)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	51,500円 (基準額×0.90)
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える方	57,300円 (基準額)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	68,700円 (基準額×1.20)
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	71,600円 (基準額×1.25)
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	85,900円 (基準額×1.50)
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	91,600円 (基準額×1.60)
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	100,200円 (基準額×1.75)

●老齢福祉年金とは… 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

●合計所得金額とは… 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

●課税年金収入額とは… 国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

表1 請求・申出の受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	公開決定		非公開決定	取り下げなど
			公開	部分公開		
請求	41件	38件	18件	17件	3件	3件
申出	6件	6件	3件	3件	0件	0件
合計	47件	44件	21件	20件	3件	3件

表2 情報公開制度の請求・申出内容の概要

件名	区分	決定内容
八潮市全域における平成28年1月1日現在の土地・家屋の現況図で、地番図・家屋図等のデータ	申出	公開
鶴ヶ曾根〇〇〇番地における開発申請図書一式	申出	部分公開
平成27年度における中学生海外派遣事業の概要、総費用額等	請求	公開
平成27年度における長田義弘教育基金の運用実績詳細	請求	公開
八潮市における預金残高および借入金残高	請求	公開
国登録文化財申請(予定) 物件調査報告書	請求	公開
潮止揚水機場建屋緊急調査報告		
調整池築造(伊草西児童公園) 工事等に係る金入り設計書一式	請求	公開
平成26年7月23日付け八潮資指令第1号の決定書	請求	部分公開
平成27年度および平成28年度の下水道資材単価表	請求	部分公開
第2期八潮市地域福祉計画策定業務委託選考結果	請求	部分公開
平成27年度中の市道路線の認定に係る議案	申出	公開
住宅改修資金補助金を使用して工事された業者名(過去3年間)	申出	公開
平成28年2月25日八潮市直売所連絡協議会、八潮市青耕会、八潮市園芸協会、八潮市地産地消拡大支援協議会からの意見書	請求	部分公開
市内に存在する居抜き物件の空き情報	請求	非公開
平成12年4月1日潮止土地改良区が解散し八潮市へ事務移管された際の資料	請求	部分公開
近隣公園等管理業務委託(その3)等に係る金入り設計書	請求	公開
流域関連公共下水道事業28-5処理分区枝線管渠築造その6工事に係る金入り工事仕様書	請求	公開
平成27年10月15日農政課長等の出張に関する文書	請求	部分公開
平成28年8月4日潮止揚水機場に関する庁議内容		
平成27年9月25日ほか上二丁目町会への説明資料等	請求	公開
八潮市史跡保存会会長から前市長及び市長に提出された要望書(平成24年12月7日および平成25年11月6日)		
「学習塾との連携事業」の選考過程に関する資料	請求	部分公開
潮止揚水機場建屋撤去工事設計仕様書	請求	公開
産業考古学会からの潮止揚水機場の保存要望書	請求	部分公開
日本建築学会関東支部埼玉支所の文書		
建設リサイクル法届出台帳(解体届)	申出	部分公開
街区公園管理業務委託(その2)等金入り設計書	請求	部分公開
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書(緑町解体工事受付第63号)	請求	部分公開

※同種の場合は、まとめています。

平成28年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

平成28年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況をお知らせします。

情報公開制度の実施状況

情報公開制度は、市が持っている情報を市民の皆さんの求めに応じて公開するものです。

平成28年度の請求・申出の受付件数および処理件数は、表1のとおりです。

また、平成28年度の情報公開制度の請求・申出内容の概要は、表2のとおりです。

個人情報保護制度の実施状況

学の方または市内に事務所・事業所を有する個人および法人その他の団体の方が情報の公開を請求する場合は、

「請求」以外の方が情報の公開を求める場合や公文書公開条例施行日(平成6年4月1日)前に市が作成・取得した情報の公開を求める場合は、

平成28年度の請求・申出の受付件数および処理件数は、表3のとおりです。

また、平成28年度の情報公開の概要は、表4のとおりです。

個人情報保護制度は、一本

人の請求に応じてその自己情報を開示・訂正・削除し、利用・提供を停止すること、「市が保有している個人情報に適用すること」を定めた制度です。

表3 開示受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	開示	部分開示	不開示
開示請求	15件	15件	4件	11件	0件

※訂正・利用停止請求および請求の取り下げなどはありません。

表4 開示請求のあった個人情報の概要

件名	決定内容
判定書	開示
主治医意見書	部分開示
身体障害者診断書・意見書	部分開示
診療報酬明細書	開示
固定資産税・都市計画税の納付履歴	開示
本人に係る生活相談記録	部分開示
診断書	部分開示

※同種の場合は、まとめています。

平成29年度 夏のスポーツ教室

①初心者向けズンバ

ラテンのリズムにあわせて簡単なステップのズンバを行います。
 日7月11日～9月12日(8月8日・15日) 対市内在住・在勤の方
 日を除く毎週火曜日・全8回 対市内用運動靴
 午前9時30分～10時30分 定25人(申込順)
 場エイトアリーナ 費4,000円

②健康ダンベル

簡単な道具を用いて軽い筋力トレーニングと有酸素運動を行います。
 日7月11日～9月12日(8月8日・15日) 対市内在住・在勤の方
 日を除く毎週火曜日・全8回 対市内用運動靴
 午前10時45分～11時45分 定25人(申込順)
 場エイトアリーナ 費4,000円

③キックパンチエクササイズ

リズムにあわせて体を動かす有酸素運動とボクシング運動を組み合わせた全身運動を行います。
 日7月11日～9月12日(8月8日・15日) 対市内在住・在勤の方
 日を除く毎週火曜日・全8回 対市内用運動靴
 午後7時～8時 定25人(申込順)
 場エイトアリーナ 費4,000円

④リズムカルヨーガ

呼吸に意識を向け、ポーズとポーズを解いた時のリラックスな状態をリズムカルに行います。
 日7月12日～9月13日(8月2日・16日) 対市内用運動靴、ヨガマットまたはバスタオル
 日を除く毎週水曜日・全8回 定25人(申込順)
 午前10時～11時10分 費4,000円
 場エイトアリーナ
 対市内在住・在勤の方

⑤骨盤リメイクヨガ

骨盤を正常な位置に戻すようにアプローチし、骨盤を中心に全身のバランス調整を行います。
 日7月14日～9月15日(8月11日・18日) 対市内用運動靴、ヨガマットまたはバスタオル
 日を除く毎週金曜日・全8回 定25人(申込順)
 午前9時30分～10時30分 費4,000円
 場エイトアリーナ
 対市内在住・在勤の方

⑥ピラティス

身体の「正しい姿勢」を整えるため、無意識に動かしている「クセ」を修正し、関節可動域を広げる動きづくりなどを行います。
 日7月14日～9月15日(8月11日・18日) 対市内用運動靴、ヨガマットまたはバスタオル
 日を除く毎週金曜日・全8回 定25人(申込順)
 午前10時45分～11時45分 費4,000円
 場エイトアリーナ
 対市内在住・在勤の方

⑦親子バドミントン

初心者を対象とし、ラケットの持ち方などバドミントンの基礎から学びます。ヨネックスのトップ選手による、直接指導の回も予定しています。
 日7月15日～8月5日(毎週土曜日) 対市内用運動靴、ラケット
 ・全4回 午後7時～8時30分 定20組(親子2人1組、申込順)
 場エイトアリーナ 費2,000円
 対市内在住・在勤の保護者と小学生

⑧幼児体操

跳び箱やマット、ボールなどの器具を使い、「調整力」を発達させるための動き作りの基礎となる体操を行います。
 日7月22日～9月23日(8月5日・12日、9月2日・9日) 対平成29年4月1日現在で4歳と5歳の幼児
 日を除く毎週土曜日・全6回 対市内用運動靴
 午前10時30分～11時30分 定20人(申込順)
 場文化スポーツセンター 費3,000円

⑨かけっこ(低学年・高学年)

なわとびや、本格的な陸上競技練習で利用するラダーなどを使い、走り方のコツをつかみます。
 ※「走ることが苦手」な児童向け
 日7月22日～8月26日(8月5日・12日) 対市内在住・在学
 日を除く毎週土曜日・全4回 対市内用運動靴
 低学年＝午前9時～9時50分 定各15人(申込順)
 高学年＝午前10時～10時50分 費2,000円
 場文化スポーツセンター

※①～⑥の教室で定員に空きがあるときは、1教室1回に限り、500円で体験することができます。
 ー共通ー
 申込み(文化スポーツセンター、エイトアリーナまたは市ホームページで入手)に参加費を添えて、6月15日から30日までに、文化スポーツセンター(☎996-5126、受付＝午前9時～午後5時)へ

表1 一般会計の予算執行状況

平成29年3月31日現在

歳入		歳入	
区 分	説 明	区 分	説 明
市 税	154億8,510万1千円	市 税	市民税、固定資産税、都市計画税など
国庫支出金	52億1,633万5千円	国庫支出金	市が行う特定の事務・事業に対して国から支払われるお金
繰越金	16億9,956万8千円	繰越金	前年度から持ち越したお金
諸収入	16億3,307万2千円	諸収入	学校給食費や預貯金利子など
地方消費税交付金	14億5,000万円	地方消費税交付金	地方消費税のうち、八潮市分として交付されるお金
県支出金	14億3,725万円	県支出金	市が行う特定の事務・事業に対して県から支払われるお金
市債	10億510万円	市債	公共施設整備などのために、市が国や金融機関から借りるお金
繰入金	5億1,680万4千円	繰入金	歳入の不足額を補うため、基金(預金)から繰入れるお金
分担金及び負担金	4億4,535万8千円	分担金及び負担金	市が行う施策に関して特定の利益を受けた人に負担していただくお金
その他	7億9,096万3千円	その他	地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金など

歳出		歳出	
区 分	説 明	区 分	説 明
民生費	129億3,553万3千円	民生費	高齢者・障がい者・児童の福祉などに使うお金
土木費	42億8,906万5千円	土木費	道路の建設・公園の整備などに使うお金
総務費	34億2,957万1千円	総務費	住民票などの発行、庁舎の維持・管理などに使うお金
公債費	30億9,638万8千円	公債費	市が借りた、土木債・教育債などの返済に使うお金
教育費	21億557万8千円	教育費	学校の管理、図書館、資料館などに使うお金
衛生費	19億4,629万7千円	衛生費	ごみの処理、保健・環境衛生、スポーツ振興などに使うお金
消防費	9億7,529万円	消防費	消防力・救急力の強化に使うお金
商工費	4億6,507万1千円	商工費	商業・工業の発展などに使うお金
議会費	2億6,580万円	議会費	議会の運営などに使うお金
その他	1億7,597万8千円	その他	労働施策、農業振興、土地開発公社への補助金などに使うお金

どのくらいのお金を使っていますか? 予算執行状況

市では、毎年2回、税金などの大切なお金がどのように使われているのかをお知らせしています。平成28年度(2016年度)の一般会計および特別会計は、平成29年5月31日までの出納整理期間を経て決算額となります。

平成28年度 下半期財政状況の公表

表1のとおりです。また、特別会計および上水道事業会計の予算執行状況は、表2のとおりです。

●歳入：主に市税、国からの補助金・交付金(国庫支出金)、市の借入金(市債)など

●歳出：主に児童・高齢者・障がいのある方などへの支援に使う民生費、道路・排水路・公園などの整備に使う土木費など

問財政課 ☎306

表3 市債の現在高

平成29年3月31日現在 (単位：千円)

一般会計 A	24,388,077
土木債	9,449,846
特例地方債(臨時財政対策債など)	8,597,778
教育債	4,630,446
民生債	272,000
その他の市債	1,438,007
特別会計 B	26,128,396
公共下水道事業	19,489,416
大瀬古新田土地区画整理事業	818,326
西袋上馬場土地区画整理事業	1,496,782
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	4,323,872
上水道事業会計 C	3,060,961
合計(A+B+C)	53,577,434

市債は、長い年月利用する公共施設などを整備するため、一時的に多額の費用がかかるときに金融機関などから借り入れる資金です。

整備したときの市民がすべて負担するのではなく、長期間にわたって分割して負担する。

一般会計の市債は、土木債、特例地方債、教育債が大きな割合を占めています。

借入金(市債)はどのくらいありますか?

表2 特別会計および上水道事業会計の予算執行状況

平成29年3月31日現在 (単位：千円、%)

区 分	予算現額	収入済額 支出済額	収入率 執行率
国民健康保険	11,811,899	10,597,132	89.7
公共下水道事業	3,938,034	10,772,183	91.2
稲荷伊草第二土地区画整理事業	159,237	3,166,783	80.4
鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業	343,060	3,137,861	79.7
大瀬古新田土地区画整理事業	415,971	148,244	93.1
西袋上馬場土地区画整理事業	682,729	76,447	48.0
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	1,772,767	288,940	84.2
介護保険	4,655,865	181,013	52.8
後期高齢者医療	814,856	407,169	97.9
		290,425	69.8
		609,662	89.3
		430,844	63.1
		1,566,886	88.4
		1,223,282	69.0
		4,371,588	93.9
		3,922,123	84.2
		792,595	97.3
		749,524	92.0

(上水道事業会計) (単位：千円、%)

区 分	予算額	収入額 支出額	収入率 執行率
収益的収入	2,105,736	2,096,145	99.5
収益的支出	1,868,656	1,786,302	95.6
資本的収入	512,945	557,731	108.7
資本的支出	1,265,268	1,152,677	91.1



平成28年度地方債を活用して改修した八条さくら堤転落防止柵

土木債：道路・排水路の整備、区画整理事業、公園の整備、つくばエクスプレス建設の出資金・貸付金などのために借り入れたもの

特例地方債：近年の地方の財源不足を補うために特別に発行が認められているもの

教育債：小中学校耐震補強・大規模改修など教育施設の整備のために借り入れたもの

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせHOTコーナー

市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

市役所 〒936-9181



八潮市議会定例会の傍聴

平成29年第2回八潮市議会定例会を6月1日(木)から20日(火)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(木)・16日(金)・19日(月)

※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定各日42人(当日先着順)
会議室調査課 ☎277

会議の開催

●第1回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴
☎6月20日(火) 午後1時30分～2時30分

場保健センター医師控室
☎平成28年度がん検診におけるがん確定報告などについて

定5人(当日先着順)
保健課 ☎995・3381

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴
☎7月5日(水) 午後1時15分～2時30分

場保健センター医師控室
☎健康づくり行動計画及び食育推進計画の進捗状況・平成29年度「やしお毎日1万歩運動」の実施について

定5人(当日先着順)
健康増進課 ☎995・3381

●第1回八潮市高齢者保健福祉推進協議会の傍聴
☎7月13日(木) 午後1時30分～3時30分

場八潮メセナ会議室
☎第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定などについて

定10人(当日先着順)
介護課 ☎447

防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。

☎7月5日(水) 午前10時15分ごろ

☎防災行政無線チャイム☎こちらは訓練放送を行います☎緊急地震速報チャイム音☎緊急地震速報。大地震です。大地震です☎これは、訓練放送です(3回)☎こちらは、防災やしおです☎これで、訓練放送を終わります☎防災行政無線チャイム

※災害や天候により、試験を中止する場合があります。

☎危険管理防災課 ☎305

●老人福祉センター寿楽荘・すえひろ荘およびコミュニティセンターの臨時休館

施設内の整備を行うため、休館します。

☎7月8日(土)
☎寿楽荘 ☎995・2847、すえひろ

●新庁舎建設に係る市民アンケート調査にご協力を

市では、庁舎を建替えにより耐震化を図るとした「八潮市庁舎耐震化方針」を定めました。

新庁舎の建設に向けた取り組みを進めるにあたり、市民の皆さんの意見をお聴きします。調査の対象になった方は、ご協力をお願いします。

☎6月12日(月)～28日(水)
☎3000人(市内在住の18歳以上の方から無作為抽出)
☎郵送による調査
☎財政課 ☎845

不妊検査費助成事業

夫婦そろって受けた不妊検査費用の一部を助成します。

☎次のすべてに該当する方☎申請時に法律上の婚姻をしている夫婦で、双方または一方が市内に住民登録がある方☎不妊検査開始時に妻の年齢が43歳未満の夫婦

対象となる不妊検査 ☎指定医療機関(都道府県などの長が指定する特定不妊治療を実施する医療機関)の医師が、不妊症の診断のために必要と認め一連の検査※指定医療機関と連携した医療機関(泌尿器科)が実施した検査も可※医療保険適用・適用外を問わない☎夫婦ともに受けた不妊検査で、その期間の終期が助成する年度である検査☎検査開始から終了まで6カ月以内に実施した検査

助成金額 上限額2万円(1000円)

●臨時福祉給付金(経済対策分)申請受付中

☎7月31日(月)まで
☎平成28年度分市民税が課税されていない方(課税者の扶養になつていない方を除く)

※未申請の方には、6月15日以降に申請書を再送付しますので必ず期間内の申請をお願いします。

☎八潮市給付金専用フリーダイヤル ☎0120・840・920(受付11午前9時～午後5時※土・日曜日、祝日を除く)または社会福祉課 ☎810

●社会を明るくする運動強調月間

☎7月1日～31日

防災行政無線テレホンサービス

0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

家屋調査にご協力を

家屋を新築または増改築した場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。調査は、家屋の内部(間取り・設備など)を確認しますので、ご協力をお願いします。

また、調査を行っていない家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。

☎資産課 ☎302

●草加都市計画事業大瀬古新田土地地区画整理事業の事業計画変更の縦覧

☎6月20日(火)～7月3日(月)(土・日曜日を含む)

場区画整理課
☎大瀬古新田地区の事業計画変更の縦覧

意見書の提出
☎意見のある方は、7月18日(郵送の場合は消印有効)までに、埼玉県知事あてに意見書を提出することが

●高年齢者ふれあいの家を開設

高年齢者の心身の健康維持や介護予防のため、市内の空き家等を活用した地域での交流(ふれあい)の場として開設しました。ぜひ、ご利用ください。

☎たんぼがカフェ
☎毎週火曜日 午後1時～3時、毎

●シルバー・ドライバー・ドック

☎6月26日(月) 午前9時～午後1時、午後3時～5時

☎8月21日までに、草加警察署交通課(☎943・0110)へ

八潮市住宅改修資金補助金

市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事をする市民の皆さんに、その費用の一部を補助する制度です。

☎商工観光課 ☎479

- 対象住宅**..... 申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。なお、集合住宅は個人の専用部分とします。
- 補助金額**..... 10万円(税別)以上の工事で、工事額の30パーセント(1,000円未満切り捨て) ※上限額10万円、予算枠に達し次第締め切り
- 対象工事**.....
 - ▼市内に本店などを有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事
 - ▼補助金の交付が決定されてから着工し、平成30年3月16日までに完了する工事
 - ※すでに改修工事を着工している方や、改修工事が完了している方は対象外
 - ▼建物の内外装の改修および修繕、建物の増改築など
 - ※平成29年度から外構工事も対象となります(門扉、塀、外灯などの設置および改修)
- 申込資格**..... 次のすべてに該当する方
 - ▼申込日現在、市内に1年以上住民登録している方
 - ▼申込日現在、市税の滞納のない方
 - ▼対象工事が、市で実施している同様の補助制度を受けていない方
 - ▼過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方
 - ※平成28年度までに一度でもこの補助金を利用した方は、利用できません
- 申込方法**..... 6月27日から12月28日までに、所定の申請用紙(商工観光課またはホームページで入手)などを商工観光課窓口へ(郵送不可)、6月27日・28日は市役所第2会議室で受付
 - ※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。
 - ※案内チラシは、商工観光課の窓口で配布しています。

会を築こうとする全国的な運動です。

☎さいたま保護観察所企画調整課 ☎048・861・8287

●吉川美南駅東口周辺地区土地地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧

☎6月23日(金)～7月7日(金)※八条図書館は午前9時～午後7時

場都市計画課、八条図書館、県環境政策課および県越谷環境管理事務所など(吉川市ホームページおよび県ホームページでも掲載)

☎吉川市吉川美南駅周辺地域整備課 ☎982・9425

●草加都市計画事業大瀬古新田土地地区画整理事業の事業計画変更の縦覧

☎6月20日(火)～7月3日(月)(土・日曜日を含む)

場区画整理課
☎大瀬古新田地区の事業計画変更の縦覧

意見書の提出
☎意見のある方は、7月18日(郵送の場合は消印有効)までに、埼玉県知事あてに意見書を提出することが

●高年齢者ふれあいの家を開設

高年齢者の心身の健康維持や介護予防のため、市内の空き家等を活用した地域での交流(ふれあい)の場として開設しました。ぜひ、ご利用ください。

☎たんぼがカフェ
☎毎週火曜日 午後1時～3時、毎